女子聖学院中学校・高等学校 ≪国語科　非常勤講師　募集要項≫

１．募集人数　若干名
２．業務内容　国語の授業、授業準備、定期試験の作成・採点、生徒の学習評価など
３．採用期間　２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日
４．応募条件　①キリスト教信者、求道者またはキリスト教教育に理解のある方
②中学校国語および高校国語の教員免許状の取得または取得見込みの方
③中学国語、高校現代文、古文を担当できる方
５．勤務条件　４～８コマ／週２～３日程度勤務予定（予定科目：未定）
６．応募書類　①履歴書（書式自由、写真貼付、メールアドレス必須、年号は西暦表記）
②卒業証明書または卒業見込証明書　※院卒の場合は修了証明書（または見込み）も提出
③成績証明書　※院卒の場合は大学院の成績証明書も提出
④教員免許状の写し（または取得見込証明書）
※免許状更新手続き者は修了等確認証明書の写しも提出
７．給　　与　（一例）１コマ　9,７１６円（本務教員としての教員暦が５年未満の場合）
８．応募締切　２０２６年１２月１８日（金）郵送必着、窓口持参の場合は 16 時までに提出（厳守）
・上記締切日に依らず随時選考し、適任者が決まり次第、応募を締め切ります。
・応募封筒の表面に「国語科非常勤講師応募書類在中」と明記してください。
・応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。なお、出願書類に記載されている個人情報は選考のためのみに使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。
９．選考場所　女子聖学院中学校高等学校
（送付先）　〒114-8574 東京都北区中里３－１２－２
交通：ＪＲ山手線駒込駅東口徒歩７分 東京ﾒﾄﾛ南北線「駒込駅」4 番出口徒歩８分
ＪＲ山手線上中里駅徒歩７分
電話：０３（３９１７）２２７７
10. 選　　考　第１次選考：書類による選考
第２次選考；筆記試験、模擬授業、教科面接
第３次選考：校長面接
※選考結果は書面をもって通知いたします。ただし、必要に応じてメールもしくはお電話にてお知らせする場合もあります。
※採用が決定された方は健康診断書〔胸部Ｘ腺を含む〕（６ヶ月以内のもの）が必要となります。
11. 特記事項
・契約期間満了時に、勤務態度、担当教科の配置状況、担当授業数その他総合的に判断し、契約を更新する場合があります。

≪こども性暴力防止法関連について≫
・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本

業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本法人の採用条件（応募条件）の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

12. 本件担当　事務長　岡部（t_okabe@joshiseigakuin.ed.jp）

以上

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

以上